

令和5年度または令和6年度採用

播磨町職員採用候補者試験案内

法務職（弁護士）

（特定任期付職員）

記

1 採用職種、採用予定人員及び受験資格

採用職種	採用予定人員	受験資格
法務職 (弁護士)	若干名	次の条件をすべて満たす人 ① 弁護士資格を有し、2023年4月1日現在で、弁護士として実務経験を満2年以上有する人 ② 1962年（昭和37年）4月2日以降に生まれた人（2023年4月1日時点で60歳以下）

※1 任期付職員の任期については、最長5年を基本としますが、合格者と相談の上、決定します。また、任期満了後（任期中を含む）、改めて採用試験に合格すれば、再度の任用が可能となります。

※2 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人は受験できません。

※3 弁護士法第7条（弁護士の欠格事由）に該当する人は受験できません。

※4 外国人の受験資格については、永住許可を受けている人に限ります。

※5 最終合格発表後、弁護士資格を喪失した場合、弁護士名簿から登録を抹消された場合及び申込書の記載事項に不正があった場合には、合格を取り消します。

2 職務内容

以下の業務を想定しています。

- ① 新規事業立案段階からの政策法務の視点からの検討支援
- ② 業務上の課題に関する法的整理及び解決に向けた助言等
- ③ 児童虐待事案、DV事案、いじめ事案等に対する支援
- ④ 職員からのハラスメント相談対応
- ⑤ 審査請求への対応支援
- ⑥ 行政手続法・条例による既存事務の適格性検査

3 試験の日時、場所、方法及び合格発表

第1次試験

① 日時及び会場

試験日 令和6年1月下旬（受験申込確認後、日程調整します）

会場 播磨町役場（加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号）

② 試験内容

試験名	試験内容
面接試験	個別面接を行います。【原則、対面（※）】

※ 1次試験〔個別面接〕では、【原則、対面】を予定していますが、受験者の負担軽減、採用試験の効率化などの観点からオンライン面接を実施する場合があります。オンライン面接の実施可否（インターネット接続環境など）を、申込時に確認します（受験者のオンライン面接の希望を伺うものではありません。）

③ 合格発表 第1次試験結果決定後、播磨町役場掲示板に掲示するとともに、受験者全員にメールにて通知します。（郵送は行いません。）

④ 注意事項

- ・ 受験案内メールを送信しますので、案内に従い、日時等を予約の上で受験してください（1月16日（火）17時までに受験案内メールが届かない場合は播磨町総務課まで必ず問い合わせてください。）
- ・ cbt-s.com のドメインから送信されるメールを受信できるように設定してください。

第2次試験

第1次試験合格者に対してのみ第2次試験を行います。

① 日時及び会場

試験日 令和6年2月初旬（1次試験合格発表時に、日程調整します）

会場 播磨町役場

② 試験内容

試験名	試験内容
面接試験	個別面接を行います。

※ 上記とは別に、適性試験を行い、面接試験の参考資料とします。

採用

試験合格者に対し、令和6年2月下旬以降に健康診断を行い、令和5年度中または令和6年4月1日に採用する予定です。

健康診断受診後に受験者の都合により採用を辞退されたときは、その診断に関する費用の負担を求めることがあります。

また、辞退者が生じた場合には、採用候補者名簿に登録された人から合格者を補充する場合があります。名簿の有効期限は、令和7年3月31日までとします。

4 処遇、勤務条件等

- 給料（通勤手当、期末手当等）は、播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する条例等に基づき支給します。

<例>給料月額及び年収は、2023年12月15日現在のものです。

役職	給料月額	年収
特定任期付職員	約44万円	約677万円

- ※ 上記給料月額には、地域手当を含み、年収には期末手当（賞与）を含みます。いずれも税及び社会保険料を控除する前のものです。
- ※ 上記年収は、12ヶ月勤務し、賞与が満額支給された場合の金額となります。賞与は在職期間に応じて支給されるため、採用1年目の年収は上記金額よりも少なくなります。
- ※ 上記の金額については、条例改正等を受けて変更されることがあります。
- 手当は、本町条例に基づき、地域手当、通勤手当、期末手当（賞与）及び退職手当等を支給します。

■ 勤務時間・休憩等

勤務時間	8：30～17：15
週休日	土・日曜日、祝日、年末年始
休暇	年次有給休暇20日、夏季休暇5日、育児参加休暇、産前産後休暇等
その他	育児短時間勤務、育児休業、部分休業等の制度あり

- ※ 年次有給休暇及び夏季休暇は、12ヶ月勤務された場合付与される日数となります。

- 福利厚生 年金・健康保険等は、兵庫県市町村職員共済組合に加入します。
毎年健康診断を実施するとともに、人間ドック受診の助成等を行います。
- その他 弁護士会の会費等は、自己負担となります。

5 受験申込みの期間及び手続等

(1) 受験申込期間

申込期間：令和5年12月15日（金）9時から令和6年1月14日（日）17時まで

*播磨町ホームページから「播磨町職員採用候補者試験受験申込み」にアクセスし、画面の指示に従い全ての必要項目を入力の上、受付期間中に登録してください。

<注意事項>

- ・申込みはインターネットによる申込みのみとなります。役場窓口への持参及び郵送での受付は行いません。
- ・申込みに必要な通信料等は、申込者の負担となります。
- ・詳細は下記のほか「播磨町職員採用候補者試験インターネット申込利用案内」をご覧ください。

(2) 申込手続 (別途「インターネット申込利用案内」参照)

- ① 申込みは、「仮登録」と「本登録」の2段階方式となっています。まず、「仮登録」を行い、「事前登録完了通知」にて個人IDとパスワードを取得してください。
- ② 次に、受付期間中に申込サイトのマイページにログインして「本登録」を行ってください。(個人IDとパスワードは、受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。)

障害等で配慮が必要な人は、申込サイト上の「試験等の配慮 (自由記述欄)」に入力してください。

- ③ 「本登録」の受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込完了のお知らせ」の電子メールが自動配信されます。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に播磨町総務課へ問い合わせてください。
- ④ 受付後の連絡はメールにて行いますので、申込み後、メールアドレスの変更が必要な場合は播磨町役場総務課へ連絡してください。

受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、いかなる理由があっても受験できません。(受付期間中は、24時間申込みを受付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があります等、受付期間終了の直前は、サーバーが込み合う恐れがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。)

なお、使用される機器や通信回線上の障害によるトラブル等については一切責任を負いません。

- ⑤ 受付期間終了後、1月16日(火)までに受験票交付に関するお知らせのメールを送信しますので、申込専用サイトのマイページにログインし、受験票を印刷してください。印刷した受験票は、記載内容を確認の上、申込者本人が署名し、試験会場に必ず持参してください(持参しない場合は、受験が認められません。)

(3) 第1次試験受験の際に必要な書類

受験票 (登録時に印刷したもの)

本人確認書類 (顔写真付身分証明書)

弁護士資格があることを証するもの (弁護士バッジ等)

忘れた場合には受験できないことがありますので注意してください。

6 受験手続等の問い合わせ先

〒675-0182

兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

播磨町役場 総務課人事係

電話 (079) 435-0357 (直通)